

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1	1	(5)	②特定事業者の範囲 維持管理業務	維持管理業務は、運営企業が、外部企業へ再委託する形をとることは可能なのでしょうか？それとも、運営企業とは別に、それぞれの業務において、それぞれの企業を構成企業に加える必要があるものなのでしょうか？	ご質問のような主たる業務の再委託は禁止しますので、維持管理企業を構成企業に加える必要があります。警備業務など一部の業務の再委託は、市の承諾を受けた場合に限り可能です。
2	2	第1	5	②	維持管理業務	野球場の大規模改修が事業期間内に発生すると考えられますが、大規模修繕は除くとあります。市で想定されている大規模修繕の具体的内容をご教示お願い致します。	既存施設の人工芝全面張替えやクラブハウス屋根防水改修など全面的な改修を想定しています。
3	3	第1	1	(1) ②	事業手法	SPCの組成は提案による。必須ではない。との理解でよろしいでしょうか？	SPCの組成は求めていません。設立する場合は、その必要性、費用対効果等の提案理由の説明をお願いします。
4	3	第1	1	1	光熱水費の取扱い	「対象施設の光熱水費は、サービス対価に含むものとする。ただし、維持管理・運営業務に係る光熱水費については、別途、市が精算する。」とは、具体的にどのような取扱いなのでしょうか。事業者負担の範囲・内容に齟齬が生じないように、説明をお願いします。	再度検討し、「対象施設の光熱水費は、サービス対価に含むものとする。ただし、著しい物価変動等により維持管理・運営業務に係る光熱水費が著しく増加した場合は、別途、市と協議することができる。」に訂正します。
5	3	第1	1	(5)	光熱水費	「対象施設の光熱水費は、サービス対価に含むものとする。ただし、維持管理・運営業務に係る光熱水費については、別途、市が精算する。特定事業者は、可能な限り光熱水費を縮減する提案を行うとともに、施設の維持管理を行うにあたっては省エネに配慮すること。」とありますが、光熱水費を提案時提示し、提案額より上回った分も下回った分も含め、清算する。との理解でよろしいでしょうか？	質問No.4と同様です。
6	4	第1	1	(7)	表1 本事業で想定する事業スキーム	表1 本事業で想定する事業スキームにおいて運営企業の欄の上に代表企業との記載がございますが、特定事業者（企業グループ）の代表者は必ず運営企業としなければならないのでしょうか。ご教示ください。	P10 6 (1)のとおり、代表企業は応募者の応募手続きを代表して行う企業ですので、どの企業でも代表者になることができます。
	6	第1	1	(10)	②特定事業者契約		
7	4	第1	1	(7)	表1 本事業で想定する事業スキーム	表1 本事業で想定する事業スキームの表と(10) 本事業の実施に関する協定・契約において、イ設計施工一括契約との記載がございますが、こちらの契約スキームとしては設計施工を一括で契約し、その後に乙型JVとして設計と施工を分担して契約するという理解でよろしいでしょうか。	P11 6 (1) ③のとおり、設計・建設企業は「共同施工方式」で特定共同企業体 (JV) を組成し、市はJVと設計施工一括契約を締結します。P14 6 (2) ② 特定共同企業体結成の留意事項にあるとおり、一級建築士事務所登録の有無により、3者もしくは4者のJVとなります。
8	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	令和7年3月を以って既存施設の指定管理期間が終了致しますが、令和7年4月から令和10年3月までの既存施設の運営管理については、どのような形での指定管理者選定となるのでしょうか？	令和7年4月～令和10年3月までの期間は、指定管理者制度での指定管理選定を予定しています。
9	4	第1	1	(7)	本事業で想定する事業スキーム	2パターンスキーム図の記載がありますが、代表企業や構成企業の入れ替わり等は可能。との理解でよろしいでしょうか？	質問No.6と同様です。
10	4	第1	7	(7)	本事業で想定する事業スキーム	応募グループの代表は運営企業になる。との理解でよろしいでしょうか？	質問No.6と同様です。

■実施方針に対する質問への回答

令和6年2月19日回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	4	第1	7	(7)	本事業で想定する事業スキーム	建設・設計段階と維持管理・運営期間で代表企業の変更は可能。との理解でよろしいでしょうか？	代表企業は応募手続きを代表して行う企業ですので、基本協定・基本契約の締結までとなります。したがって変更の必要はありません。
12	5	第1	1	1	設計、建設業務に係るサービス対価の支払方法	「本事業では、社会資本整備総合交付金及び起債の充当を予定している。」とのことですが、設計、建設期間中は、各年度の出来高に応じて、当該年度に発生した費用の全額をお支払い頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	別途契約書及び請負基準約款等でお示ししますが、各年度の支払額は予算の範囲内で出来形の90%を支払う予定です。
13	5	第1	9	(9)③	付帯事業からの収入	付帯事業の実施により得られる収入は、特定事業者の収入とする。とありますが、付帯施設等を設けた際の賃料等の設定をご教示お願い致します。	本施設の目的に沿わない場合は、長岡市行政財産の目的外使用条例に基づき使用料を徴収します。
14	5	第1	9	(9)③	付帯事業	付帯事業について、具体的想定がありましたらご教示お願い致します。	特段ありません。
15	7	第2	2	表3	特定事業の選定手順及びスケジュール	スケジュールに質問とは別に市との対話の設定をご検討お願い致します。	検討の上、入札公告時にお示しします。
16	10	第2	6	(1)	募集者について	応募手続きを代表して行う企業（以下、「代表企業」という。）を定めるものとする。と有りますが、役割分担が明確であれば設計・建設企業が代表企業でも宜しいのでしょうか。	質問No.6と同様です。
17	11	第2	6	(2)	応募者の参加資格要件	応募者の参加資格要件の共通事項bに「令和6年度の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。」とありますが、現在名簿への申請受付ができません。新規に登録する場合、どのようになるのでしょうか。	ご指摘のとおり、現在令和6年度の入札参加資格者名簿への登録ができません。4月20日までに申請すると、審査が認められた場合、5月1日付で登録される予定です。
18	11	第2	6	ア	応募者の構成等	運営業務において一部再委託する事は可能。との理解でよろしいでしょうか？	質問No.1と同様です。
19	13	第2	6	(2)	応募者の参加資格要件	(②ア 構成員の代表者の参加資格要件) 施工実績等において、「平成16年4月において、面積が5,000平方メートル以上の屋外体育施設の建設工事（大規模改修工事を含む）…」とありますが、屋外体育施設に該当する施設を具体的にお示しいただけませんか。	該当施設としては、野球場、サッカー場、テニスコート、陸上競技場、小中高校のグラウンドなどの運動施設における建設工事を想定しています。
20	13	第2	6	(2)	応募者の参加資格要件	(②ア 構成員の代表者の参加資格要件) 現場代理人の要件において、「本件工事の発注業種において現場での実務経験がある者を配置できる者…」とありますが、上記の施工実績等である必要は無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	13	第2	6	(2) ②	設計・建設企業の資格要件	構成員1、構成員2について、地域要件が「本件工事に係る公告の日において、長岡市内の本社が入札参加資格者名簿に登録されている者であること。」とありますが、長岡市内に本社がない場合、新潟県内の本社、支店又は営業所の登録で可能。との理解でよろしいでしょうか？ 長岡市内に本社が必須の場合、協力企業としての参画は可能でしょうか。	構成員1、構成員2については、長岡市内に本社があり入札参加資格者名簿に登録されていることが必須です。 協力企業の定義はありませんが、特定共同企業体の下請け企業としての参画は可能です。

■実施方針に対する質問への回答

令和6年2月19日回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	13	第2	6	(2)	設計、建設企業の参加資格要件	その他構成員3の参加資格における「その他（一級建築士事務所登録）」は、「入札参加資格者名簿への登録事業所」と同一事業所である必要はなく、同一法人の他事業所で一級建築士事務所登録があれば、参加資格要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	14	第2	6	(2)	②各業務を担う企業の参加資格要件 ア 設計・建設企業	設計責任者として技術士の総合技術管理部門又は建設部門士資格を有する者を1名配置できる者と有りますが、常駐若しくは非常駐でしょうか。常駐時の期間はいつからいつまででしょうか？	設計責任者の常駐義務は求めています。
24	14	第2	6	(2)	応募者の参加資格要件	(②ア 構成員の代表者の参加資格要件) 特定共同企業体結成の留意事項において、「3 全ての構成員が出資者であり、代表者の出資比率は構成員中最大とすること。なお、出資比率は問わない。」とありますが、1社あたりの最低出資比率の指定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	14	第2	6	(2)	イ 維持管理業者	No.1を踏まえ、再委託の形をとることが出来た場合、その場合でも、それぞれの再委託先の企業が要件を満たしていないといけないのでしょうか？それとも、運営企業が要件を満たしていればそれで良いのでしょうか？	No.1の回答のとおり、再委託は原則禁止です。市から承諾を受けた一部企業への再委託については、運営企業が条件を満たしていれば良いです。
26	14	第2	6	(2)	イ 維持管理業者	入札参加資格者の要件として、名簿には、「建設工事」「測量・建設コンサルタント」「物品」とそれぞれ業者区分がございますが、そのうちどれか一つが当てはまれば、参加企業として要件を満たすことになるのでしょうか？	入札参加資格者名簿への登録業種は問いません。
27	14	第2	6	(2) ②	設計・建設企業の資格要件	特定共同企業体結成の留意事項4に、「構成員数は3又は4者とする。」とありますが、構成員数が2者以下又は5者以上は不可。でしょうか？その他記載の資格要件は全て満たす前提でご教示お願い致します。	構成員数は記載のとおりとします。
28	14	第1	6	(2)	維持管理企業	入札参加資格者名簿には「物品」及び「建設工事」の登録があれば問題ないでしょうか。	質問No.26と同様です。
29	14	第1	6	(2)	運営企業	入札参加資格者名簿には「物品」の登録があれば問題ないでしょうか。	入札参加資格者名簿への登録業種は問いません。
30	20	別紙-1	リスク分担表	共通 維持管理・運営段階	用地リスク	用地リスク：地質障害、地中障害物等と有りますが具体的に分かる資料は提示頂けるのでしょうか。	市が提供した資料から想定されるものは事業者、それ以外は市のリスクとしています。資料については、要求水準書と合わせて公表する予定です。
31	20	別紙-1	共通		金利リスク	設計、建設業務に係るサービス対価の支払に、割賦払いとなる部分があることを表現しているのでしょうか。それとも誤記でしょうか。	本事業では事業者側の資金調達は自主事業及び付帯事業のみです。リスク内容を「市の資金調達に係る金利変動によるもの」を市のリスクに、「特定事業者の資金調達に係る金利変動によるもの」を特定事業者のリスクに訂正します。
32	21	別紙-1	リスク分担表	共通 維持管理・運営段階	修繕リスク	修繕リスク：本事業において事業者が施行していない箇所と有りますが別途協議頂けるのでしょうか。	市が行う大規模修繕以外は、事業者が提案する修繕計画書をもとに修繕をしてもらいます。
33	21	別紙-1	維持管理・運営段階		需要変動リスク	△※4に記載の「プロフィットシェア・ロスシェアなどを導入することで、民間事業者のリスク軽減を図ることが望ましい。」は、本事業で導入予定であることを表現しているのでしょうか。	検討の結果、本事業では導入しない予定です。入札公告時に公表する事業契約書（案）で明示いたします。

■実施方針に対する質問への回答

令和6年2月19日回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
34					その他	事業計画地においては、既存駐車場等で雨水等調整の機能を有しているため、新たな野球場整備によって、雨水等調整池の設置は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35					その他	本事業では、人工芝野球場2面と附属諸室等だけの整備ですので、開発行為に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	本事業は、開発行為には該当しません。
36					その他	要求水準書（案）の公表時には、事業計画地の地盤調査結果も配布（公表）されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。